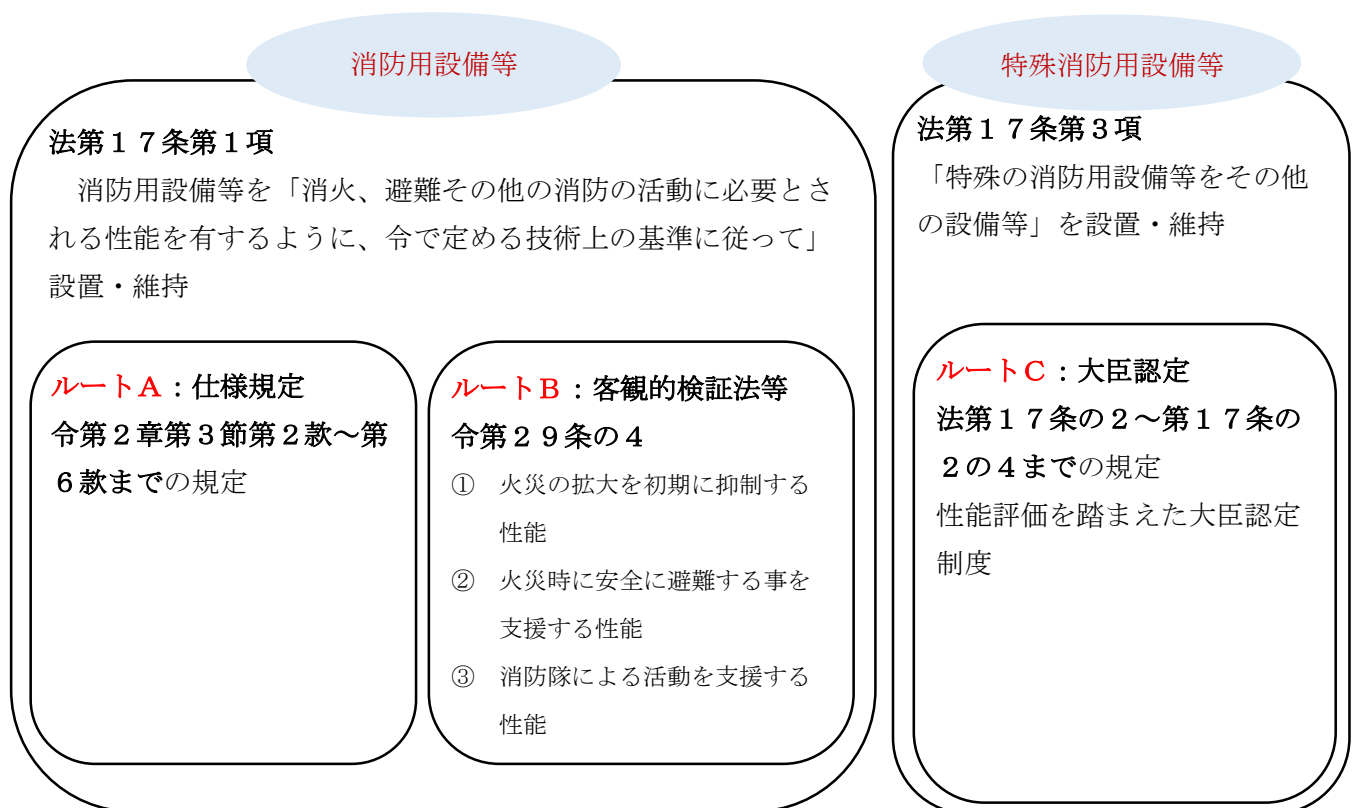


第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(性能規定)

1 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とは、客観的検証法を用いて防火安全性能（初期拡大抑制性能、避難安全支援性能、消防活動支援性能）を有することが確認された消防用設備等を指し、令第7条第7項により消防法令上、通常用いられる消防用設備等と全く同等の消防設備等としての位置づけがされている。そのため、次の規定が適用されることとなる。なお、消防用設備等に係る体系を第B－1図に、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を第B－1表に示す。

- ① 設置維持義務（法第17条第1項、令第29条の4第2項）
- ② 設置時における消防長等への届出及び検査（法第17条の3の2）
- ③ 点検及び報告義務（法第17条の3の3）
- ④ 消防長等の設置維持命令（法第17条の4）
- ⑤ 消防設備士の業務独占（法第17条の5）
※従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防長官が定めるものに限る。（令36条の2第1項及び第2項）
- ⑥ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出（法第17条の14）
- ⑦ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務（規則第31条の3第2項）
- ⑧ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略（規則第31条の3第3項）
- ⑨ 登録認定機関による消防用設備等の認定（規則第31条の4）

消防用設備等に係る体系 第B－1図



必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 第B－1表

総 務 省 令	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 16 年総務省令第 92 号)	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備	パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備
「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 17 年総務省令第 40 号)	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ	〔必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等〕 住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	〔必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等〕 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	連結送水管 非常コンセント設備	〔必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等〕 共同住宅用連結送水管 共同住宅用非常コンセント設備
「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 20 年総務省令第 156 号)	自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備
「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 21 年総務省令第 88 号)	排煙設備	加圧防排煙設備
「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 22 年総務省令第 7 号)	自動火災報知設備	複合型居住施設用自動火災報知設備
「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 26 年総務省令第 23 号)	泡消火設備	特定駐車場用泡消火設備